

平成 19 年新司法試験の採点実感等に関する意見（倒産法）

1 出題の趣旨について

個別の内容については既に法務省ホームページで公表済みである。総論的に言えば、今年の出題は、破産法、民事再生法の両方にわたって、小問の数をやや多めにして、幅広くまんべんなく基礎的知識や考え方を問うものであったとすることができる。

2 採点実感について

(1) 出題の意図に即した答案の存否，多寡

いわゆる中心的な論点ばかりでなく，幅広くまた着実に勉強してきたことを示す答案と，出題の意図に即した意味のある解答がおよそできなかったという意味で勉強に偏りがあったことを示す答案とに分かれ，その分かれ方はこれまでよりも大きかったという印象を持つ。

(2) 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

総論的には，上記のとおり，上下の乖離が大きかったことが特徴的であった。

各論的には，以下の点が気になった。

第 1 に，上記のとおり，幅広い範囲からの出題であったところ，手続法に関する事項や個人破産，個人再生等の実務上極めて重要な事項については，基本的な出題であるにもかかわらず，理解が十分とはいえない答案が少なからずあった。

第 2 に，近時の法改正によって立法的な手当をした事項について問うたところ，その問題に対応するためのこれまでの実務上の処理のみを解答した答案が少なからずあった。この実務上の処理は教科書等にはあまり記述がないことから，受験生が当然に知るべき事柄とは思われず，この点でやや意外な感想を抱いた。

第 3 に，長めの問題文から問題となる条文の文言に当てはまる事実を丁寧に拾っていく作業が粗く，事案と条文とを漫然と羅列するのみで，条文のどの文言の解釈が問題となるかが明示されていない答案が少なからずあった。

第 4 に，近時の法改正の過程で議論されながら立法上の手当を見送った論点について，およそ触れない答案，あるいは頭ごなしに不可能であると述べる答案が多かった。

(3) 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

上記第 1 点については，制度の全体的な理解がおろそかになり，いわゆる論点とされる事項に関心が向きすぎている傾向があることが原因である可能性がある。

上記第 2 点については，あるいは過度に実務に傾斜した教育がされていることが原因である可能性がある。

上記第 3 点については，条文を起点として解釈論を展開するという法解釈の基本が十分には身についていないことが原因であると思われる。

上記第 4 点については，議論のあり得る点について，判例が否定しているからとか立法で手当されなかったからということで思考停止してしまい，更に掘り下げて考えるということをしなないことが原因であると思われる。

3 今後について

(1) 今回の結果を受けて法科大学院に求めるもの

法科大学院に求めるものが今回の結果から特に新たに判明したわけではない。月並みではあるが，既存の条文・制度を出発点として，これらについて基礎的知識を十分に習得した上で，

事案への当てはめを適切に行うとともに、既存の制度や判例等を所与のものとして理論的に批判的な検討をすることができる学力、更に新しい問題について他人を納得させることのできる分析をする学力を学生に身につけさせるような教育が必要である。

また、法科大学院での教育は、理論と実務とを架橋するものである必要があるのは確かであり、実務の息吹を伝え、学生にその分野の勉強が身近なものであることを伝えることが求められるものの、他方で、現在の実務を所与のものとして習得することに過度に傾斜しないことも必要ではないかと思われる。

(2) 今回の結果を受けて新司法試験の出題に当たり見直すべき点

新司法試験の問題は、出題された年の次の年以降に新司法試験を受験する者に対しては、どのような勉強が必要かというメッセージとしての意味を持つことを改めて認識して、昨年度までの問題と総合して、今後どのようなメッセージを発信するのが望ましいかという観点からも出題を行うべきであろう。

また、小問の総数についても、試験時間との兼ね合いでどの程度が適切かについて引き続き検討を続ける必要があると認識している。

4 その他

今回の第2問では設問を4つ配置したところ、問題冊子においては、設問の1と2は事実関係の記載されたページに印刷され、設問の3と4はその次のページに印刷された。このことが関係しているのか、設問の1と2のみで解答を終えて、設問の3と4を見落としていたのではないかと疑われる答案が若干だけ見受けられた。いわゆる足切りの人数が多かったのはこの解答漏れも一因かもしれない。

平成19年新司法試験の採点実感等に関する意見（租税法）

1 出題の趣旨について

出題の趣旨の掲載は続けるべきである。

内容程度もこれくらいでよいと考えている。

2 採点実感について

(1) 出題の意図に即した答案の存否，多寡

第1問及び第2問のそれぞれについて，所得税法及び法人税法の基本的な制度や条項の理解を問う問題であり，また，出題が事例に応じて小問で構成され，小問を順次検討することによっておのずと問題内容の検討が進み，出題者の意図を推測できるようにしていたことから，出題の意図を大きく外した答案は少なく，むしろ，出題の意図に即した答案が多かったと思われる。

例えば，第1問については，譲渡所得の算定構造や保証債務を履行するために資産の譲渡があった場合の特例に関して基本的な理解を問うものであり，第2問についても，収入金額や必要経費，益金や損金についての基本的な理解を問うものであるところ，各小問を素直に受けとめて，問題となる法条の制度趣旨を展開し，その適用要件の具体的な当てはめを行おうとする姿勢を見せている答案がかなりの数で存在した。

もっとも，第1問の場合，例えば小問3については，XがB社及びAの状態をどのように認識していたかによって結論が左右される可能性があるところ，これを検討しないで解答した答案が少なからず存在し，第2問についても，例えば小問2及び3については，源泉徴収の可否や，益金の額又は損金の額への算入の可否に関する結論のみを機械的に記載し，それらの結論を導く理由にほとんど触れない答案も散見された。

(2) 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

出題時に予定していた解答水準の範囲内におおむね収まる解答が多かったと感じている。もっとも，基本的な知識の不足をうかがわせる答案も少なからず存在し，また，知識を有する部分については詳細に論じるものの，そうでない部分についてはごく簡略に解答するというアンバランスな記述をしている答案もあり，ある程度のばらつきが見られた。

(3) 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

基本的には，昨年の場合と同様であり，出題の意図が何かを把握しようとする注意力や，出題の事案から事実関係を具体的に把握する能力，出題に係わる法令に関する基礎的な知識・理解力の不足にあると思われる。また，解答を自分の言葉で分かりやすく表現するための表現力の不足も少なからず影響していると考えられる。

3 今後について

(1) 今回の結果を受けて法科大学院に求めるもの

所得税法及びこれに関連する法人税法に関して基本的な理解を得させることは当然であるが，租税法の基礎的な知識を単に概念として記憶するだけでなく，問題演習の形式等によって，当該知識を具体的な事例に応用していくという学習が必要ではないかを感じる。また，手際よく論点を整理して必要な事項について分かりやすく論旨を展開し，ある場面では論点を深く掘り下げて自分なりに論じるなどの表現上の訓練が望まれるであろう。

(2) 今回の結果を受けて新司法試験の出題に当たり見直すべき点

特に見直す点はないと考えられるが、今後も、本年度と同様に、具体的な事実関係の下で、租税法の基本概念の理解とその適用の能力を試す問題を、小問形式で問う形の出題が望ましいと考えられる。

平成19年新司法試験の採点実感等に関する意見（経済法）

1 出題の趣旨について

問題の出題に当たっては、法律実務家になるための試験であることを前提として、可能な限り、経済法に関する基本的知識及び法律実務家として必要な能力を問うことを心掛けた。具体的には、独占禁止法に関する基本的な問題を素材として、基本概念を正確に理解し、それを使いこなすことが出来るか、事実の認定に関する基礎ができているか、条文の当てはめができるか、法律解釈の基本ができているか等を試すものとした。

2 採点実感について

(1) 出題の意図に即した答案の存否，多寡

第1問については、論じるべき論点は基本的なものであり、それらの論点に触れていた答案がほとんどであり、論点については出題の意図に即した答案が多かったと思われる。他方、依頼者からの相談を受けた弁護士としての解答をすることを求め、実務家として公正取引委員会の処分や裁判の動向を踏まえての検討が望まれたが、この点については実務と関係なく自分の見解を述べる答案もある一方で、実務的な観点をも踏まえて出題の意図に即して論じる答案もあり、その割合は半々といったところであろう。

第2問についても、出題の意図に即した論点を論じる答案が多かった。ただし、当然な事項を詳細に論じるあまり重要な事項の論述が抜け落ちるなど、問題の全体を見据えた議論がなされず、又は事柄の重要性の位置付けができていない答案も散見された。

(2) 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

全体として実際の解答水準が出題者の希望するレベルに達していたとは言い難いが、そのことは予想されたことでもあった。その意味では、出題時の予定した水準と実際の解答水準はそれほど乖離していない。

第1問については、著名な類似の裁判・審決事例もあり、それらに対応する部分については高い水準の解答が多いと予想していたが、実際にはそうではなかった。問題の事案の全体像をきちんと把握せず、その一部で用いられた単語等に飛びつき、自己の知識に引きつけて解答したと思われる答案が多かった。

第2問については、全体としては出題時に予想された解答水準と実際のそれはおおむね一致していた。設問1は非常に基礎的な論点であり、法律解釈又は事実認定を議論させる問題であるが、具体的事例に基づいて議論する答案がある一方で、法律論と事実認定を混同したり、各小問相互での論理性が欠如しているといった答案もあった。設問2は条文を素直に事例に適用することによって容易に結論が得られる問題であるが、かかる基礎的な力が不十分な答案も目に付いた。設問3は解答の水準にばらつきが目立った。

(3) 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

経済法の学習に当たって、一応の基本概念を学んではいても表面的な理解にとどまり、具体的事例においてどういう意味を持つのかを理解するまでに至っていないこと、学習内容が各論点に関する知識の機械的な暗記とその形式的な適用にとどまっていること、具体的な設問の事例に基づいて議論するのではなく自己の知識に事例を引きつけて論じていること、法律の条文に十分に当たらないまま学習をしていることなどが原因として考えられる。

3 今後について

(1) 今回の結果を受けて法科大学院に求めるもの

少数の学習量の絶対数が不足していると思われる答案があったが、全体的には、特に選択科目であることを考えると、おおむね良く学習されていたものとする。

他方で、経済法に限らない話であるが、実務を踏まえること、常に具体的な事実を踏まえながら議論し、基本概念の意義を正確に理解することなどの基礎をより徹底することが望ましいと感じた。

(2) 今回の結果を受けて新司法試験の出題に当たり見直すべき点

特に見直すべき点はないと考えるが、可能な限り簡明な事案である一方で経済法に関する基本的知識及び法律実務家としての基本的な能力を問うことのできる問題の作成を心掛けていきたい。

平成19年新司法試験の採点実感等に関する意見（知的財産法）

1 出題の意図に即した答案の存否，多寡

第1問，第2問ともに，典型的な論点を含む事例問題であって，出題者としては，両問を通じて，受験者が基本的事項について正確に理解しているかどうか，事実関係を時系列に沿って丁寧に分析し，場合分けすべき部分はきちんと場合分けした上で法律を当てはめ，論理一貫した論述をすることができるかどうかを見ようとしたものである。そのような観点から本年の知的財産法の答案を採点した感想は，総じて，出題の趣旨を全く又はほとんど理解していないような答案は少なかったが，高く評価できる答案も少なかったというのが率直なところである。

まず，第1問は，特許権侵害訴訟における典型的な請求（差止請求，損害賠償請求，不当利得返還請求，補償金請求）及び抗弁（消滅時効の抗弁，権利行使の制限の抗弁，先使用の抗弁）についての理解を問うものである。論述すべき点は，法科大学院の学生であれば習得すべき基本的なものであって，先使用権に関するウォーキングビーム式加熱炉事件最高裁判決も基本重要判例である。しかしながら，出来不出来に予想以上のばらつきがあり，出題の意図に即し論理一貫した論述をした答案は少なかった。特に，消滅時効の抗弁について論じた答案は極めて少なかった。

次に，第2問は，他人の著作物に基づいて作成された作品の利用が著作権の侵害となる場合について問うものであり，問題の所在や論述すべき事項については，ほとんどの受験者がそれなりに気付いているように思われた。しかし，事実関係の分析が十分でなく，ある事実の存否について，問題文から読み取れる根拠を示すことなくどちらかに決め付けて論述するといった答案が目立った。その意味で，やはり，出題の意図に即してきちんと書けていた答案は少なかったと言わざるを得ない。なお，問題文に「著作者人格権に関しては論じる必要はない。」と明記しているにもかかわらず，著作者人格権に関して多くを論じ，著作権に関しては極めて不十分な論述しかしていない答案も見受けられた。当たり前のことであるが，答える前に問題文をきちんと読むことの重要性を指摘したい。

2 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

両問とも基本的事項を問う問題であるが，解答水準は予定していたものに達しているとは言いがたい。

まず第1問においては，上記1で述べたとおり，出題の意図に即してきちんと書けている答案は少なく，特に，消滅時効の抗弁に全く気付いていない答案が極めて多かった。この抗弁は，問題文に記載されている事実関係を時系列に沿って分析すれば，一般民事法を習得している受験者であれば論述すべき問題点であると理解できるものである。また，補償金請求権には権利行使の制限の抗弁の規定が準用されていることや，明文の規定はないが，特許権者は先使用権を有する者に対し補償金請求権を行使することはできないと解されていることを理解しないで書かれた答案が少なくなく，さらに，先使用権は無償の法定実施権であるにもかかわらず，特許権者は実施の対価を請求することができるとしている答案もあった。基本的事項についての理解が十分でないことに起因するのではないと思われる。

第2問においても，全体的に，論理一貫した論述ができていない答案が多く，その主たる原因は，著作物性や各支分権に関する基本的事項の理解が不足していることにあるよう

に思われる。例えば，設問 1 において，著作権のいかなる支分権との関係で承諾が必要となるかについて触れることなく，単に甲と丙の承諾が必要であるとの結論のみを記述したり，論拠について十分説明することなく，いきなり，演劇 E は著作物であるとか，DVD は映画の著作物であるとする答案が見受けられた。

3 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

既に述べたとおり，基本的事項の理解不足が考えられる。また，事実関係を時系列に沿って丁寧に分析検討し，問題文からは存否どちらとも受け取れる重要な事実については必要かつ適切な場合分けをした上，法律をきちんと当てはめて正確に論述していくという能力がまだ十分身に付いていない者が多いと思われる。一般民事法にも思いを致す幅広い思考力，問題点を自分なりに掘り下げて論じる能力も足りないのではないか。

答案作成の要領や手順にも問題があると考えられる。答案の作成は，「問題文をよく読み時系列で整理する。」，「すぐに書き出すことなく，答案の構成を考える（結論，理由付け，論述に費やす分量・全体のバランスを考える。）。」，「法的根拠（条文及びその解釈）を示し，問題文から読み取れる事実関係を分析し，当てはめ・評価しながら論述する。」，「その際，自己の見解を明確にする。」，「設問に対する結論を明確に示す。」という要領・手順で行われるものと想定していた。しかし，実際の答案には，いったん記述した箇所を大きく×印で削除したり，後から長々と挿入文を加えたり，既に記載した記述箇所を大きく移動する趣旨の矢印を記載するなどしているものが少なくなかった。答案構成を事前に十分検討することなく，いきなり書き出し，後から考えが変わりあわてて修正するなどした結果によるのではないかと考えられる。中には，その修正の分量が多いため，何を記述しているのか判読が困難な答案もみられた。このような答案作成の要領や手順の問題は，他人が読んで理解することのできる文章の作成それ自体に関わるものであるのみならず，事案を丁寧に分析し，問題点を把握し，論理一貫した論述を行うという本質的作業の在り方にも関わるものと思われる。すなわち，この本質的作業が行われていないことを反映するものではないか。

4 今回の結果を受けて法科大学院に求めるもの

昨年も指摘したことであるが，学生に対し，まずは基本的事項をしっかりと理解させ，身に付けさせるよう努めていただきたい。そして，具体的な事案において，これを丁寧に分析し当てはめるといった訓練をしっかりと積ませるようになる必要がある。その際，今回の答案の中にあまりに読みにくいものがあつたことを踏まえれば，文章表現力を身に付けさせるような教育方法を工夫することも必要と思われる。

知的財産法に特有な論点や基本知識の習得ばかりではなく，一般民事法や一般行政法との関係に配慮した教育及び学習も必要であろう。繰り返し指摘しているように，本年の第 1 問では消滅時効の論点に触れられた答案が極めて少なかった。実務法曹としての法的応用能力の涵養という意味でも，法科大学院では，幅広い観点からものごとを分析・検討する姿勢を身に付けさせるような指導をしていただきたい。

平成19年新司法試験の採点実感等に関する意見（労働法）

1 出題の趣旨について

第1問，第2問ともに，公表済みの「出題趣旨」のとおり

2 採点実感について

【第1問について】

(1) 出題の意図に即した答案の存否，多寡

出題の意図に即していると評価し得る答案が3分の1程度であり，事例の分析は一応できているものの，重要論点の一部について理解が不足していたり，又は誤解がある答案が同じく3分の1程度であった。残り約3分の1は，労働法の基本的な理解に欠けるものであった（詳細は下記（2）参照。）

(2) 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

全体的にはまずまずの出来と感じたが，中心的論点の記述が薄い答案が多いという印象を受けた。

例えば，設問の事例では中心的な問題ではない点（出向命令の有効性）や，あえて論じる必要がないような前提問題（懲戒権の一般的根拠）について，長々と論述している答案が相当あった。

他方で，問題文を読めば当然疑問に思うはずの点（出向先会社が出向労働者に対して懲戒権を行使できるのか）について，全く触れていないものや，十分に触れていないものが，かなり見られた。加えて，出向先会社が懲戒権を行使できるとしても，いかなる内容の処分が可能か，という点まで踏み込んで検討した答案はごくわずかであった。

また，判例・通説によれば，時間外労働義務を課すには，三六協定の存在を前提とした上で，就業規則に定めがあり，かつ，その定め合理性があることが必要とされているが，その点に関する理解が足りない答案がかなりあり，三六協定だけで同義務が発生すると理解している答案も散見された。さらに，一般的な法的ルールを問題の事案に具体的に適用するという過程についても不十分な答案がかなりみられた。例えば，本件で時間外労働事由があるかどうかを具体的に検討した答案は期待したほど多くはなかった。時間外労働事由があると判断される場合に，水曜日と木曜日のいかなる時間帯につき命令違反が認定できるかまで言及していない答案も散見された。

なお，上記の時間外労働義務や就業規則の周知の必要性に関し，著名な判例を十分に学習していないとみられる答案も少なくなかった。

(3) 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

具体的な事例の中から問題点を発見するとともに、一般的ルールを具体的に適用する能力を十分に身に付けていない受験生が多いこと、また、著名な判例の内容やその射程距離等を十分に理解していない受験生も少なくないことが理由として考えられる。本問で、出向者の同意がある事案であるにもかかわらず、上記(2)のように出向命令の有効性を長々と論じ、逆に主要な論点の記述が薄くなっている答えは、「出向命令の根拠と要件」という論点についての知識を、事案の内容に関係なく機械的に当てはめているものと考えられ、論点を覚えるだけの勉強方法が、今なお一部でとられているのではないかと考えられる。

【第2問について】

(1) 出題の意図に即した答案の存否，多寡

設問1については、実務的に最低限必要な知識（請求の趣旨）を問うものであり、また、設問2についても、リーディングケースとなる最高裁判例を知っていることが必要であるが、知っていれば論点も把握しやすいものであったためか、かなりの答案が出題の意図自体はつかんでいたように思われる。ただ、その分、教科書等をそのままなぞったような記述も目についた。

(2) 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

設問1では、地位確認請求・解雇期間中の賃金請求・差額賃金請求といった請求の趣旨を記載すればよいのであるが、中には、解雇期間中の賃金請求を全く記述していないもの、賃金ではなく不当利得の返還あるいは（行政救済である）バックペイとしたもの、休業手当の請求としたものなどがあつたほか、慰謝料請求・雇用回復請求・仮処分のような答案もあつた。

設問2のうち、ユニオン・ショップ協定の効力という大きな論点について、別組合に加入した労働者については効力が及ばないことは確定した判例であるが、労働者を除名したことが無効だから及ばないと論じている答案がかなりあつた（除名が無効か否かにかかわらず、当該労働者は旧組合に復帰する気がないのであるから論ずる意味がない。）。また、解雇後の賃金請求をする以上、労働契約の下で、なぜ就労なくして賃金が請求できるのか、賃金請求の算定根拠や基準を何とするのかは、必須の点であるにもかかわらず、半分近く的答案がこれについて論じていなかった。次に、労働協約の不利益変更の効力という論点についても、最高裁判例があり、かつ、通説も労働協約の変更は不利益であれ利益であれ原則として組合員に効力が及ぶとしており、労働協約の変更が特定の組合員に効力が及ばないとするならば、例外なのであるからその要件をきちんと論じなければならないのに、「例外」を安易に認定し、差額賃金請求を認容する答案がかなり多かつた。さらに、「班別集会を経ていない」という手続ミスだ

けで、組合大会で可決し締結した労働協約でも当然に無効になるとする、実務的感覚に疑問を感じる答案もかなりみられた。

(3) 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

裁判の実務においては、何を根拠に、どのような請求をするのかということが基本であり（小問1）、理論構成はそれを裏付けるためのものであるが（小問2）、そのような基本的認識を欠いたまま、教科書に沿って抽象的な論点を覚え込むような勉強をしている受験生が、なお存在しているのではないかと考えられる。

3 今後について【第1問，第2問共通】

(1) 今回の結果を受けて法科大学院に求めるもの

上記2（3）の問題点を踏まえ、これらを改善していく方向での教育・指導をしていただくことを期待したい。

(2) 今回の結果を受けて新司法試験の出題に当たり見直すべき点

特になし。

平成19年新司法試験の採点実感等に関する意見（環境法）

【第1問について】

1 出題の意図に即した答案の存否，多寡

第1問は，環境アセスメントをテーマに，閣議決定要綱に基づく制度と現在の環境影響評価法に基づく制度の比較を通して，仕組みの違いが正確に理解されているかを問うとともに，法政策的観点から，現行法の限界と将来の発展方向についての的確に理解されているかを問う基本的な問題であった。

第1問設問1は，資料として添付されている閣議決定要綱を読んだ上で，要綱アセスメントの仕組みと現行法アセスメントの仕組みとを対比させ，具体的な仕組みがどのように発展しているかを記述させる設問であった。出題者は，要綱形式と法律形式の違い，スクリーニングとスコーピングの導入，住民参加の拡充，横断条項の導入，代替案考慮の可能性などの点について，両者を比較しつつ現行法の特徴を浮かび上がらせることを想定していた。項目の抽出についてはおおむね対応されていたが，について，的確な認識を欠いている答案が少なからずあった。また，単に項目の抽出にとどまり，要綱アセスメントがどのような意味で不十分であったかにまで論及する答案は，それほど多くはなかった。

第1問設問2は，環境アセスメント法制度の到達点を踏まえつつ，なお残る課題についての理解を問う設問であった。計画アセスメントの必要性，調査・予測・評価項目の限定，スクリーニング基準の硬直性，代替案考慮の義務化，環境大臣意見の第三者性確保などの点について指摘されていることを想定していた。項目の抽出についてはおおむね対応されていた。設問1と同様，「なぜそうした課題があるのか」にまで踏み込んで論及されている答案は，比較的少数であった。

第1問の二つの設問の項目抽出は，標準的テキストに記述されているため，平易であったと思われる。しかし，解答としてはそれでは十分ではなく，環境法の基本的考え方やよりマクロ的な法政策の流れの中で現行法を把握すべきというメッセージが発せられている点に注意が必要である。

2 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

第1問については，環境法政策における主要論点の一つであったせいも，最低限度の記述はされていた。昨年度の採点実感においては，法政策の発展過程に対する理解が必要であると述べられているが，そこまで踏み込んだ論述をした答案は少なかった。制度成立の背景事情に対する的確な理解をすることは，実務的にみても重要である。

3 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

第1問については，単に制度を理解するだけでなく，法政策の展開の中で把握するという学習がされているかどうか，点数の差に反映している。昨年度の採点実感においても指摘したが，そうした視点を持ちながら環境法テキストを読み込み，授業担当者とも議論することが必要であろう。

4 今後について

現行法制度は，過去からの法政策の発展過程上に位置するものであるから，そうした歴史的な流れも意識しつつ講義がされることが望ましい。

第1問においては，資料を添付したが，これは解答に当たって，かなりの手掛かりになったように思われる。今後は，これほど直接的ではない資料の分析を通じて解答をさせる

ことも考えられる。

【第2問について】

1 出題の意図に即した答案の存否，多寡

第2問設問1は，設問に記載された事実関係から，カドミウム及び鉛が水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）及び土壤汚染対策法（以下「土対法」という。）の規制対象となる有害物質に当たることに気付き，A県知事としては，水濁法及び土対法に基づく対応を行うことができることを事例に即して説明する必要があった。多くの受験者がこれらの点に気付き，答案を構成していたが，中には，水濁法又は土対法のいずれかのみ触れたにすぎないものも散見された。内容的には，少なくとも，水濁法の関係では，第13条の2第1項の改善命令等，第14条の3の地下水の水質の浄化に係る措置命令等を，土対法の関係では，第4条の調査命令，第5条の指定地域の指定，第7条の汚染の除去等の措置命令を指摘することが求められていたが，すべてについて丁寧な論述をした答案は，それほど多くはなかった。各制度の概要を，条文の内容に照らして正確にまとめ，本件に当てはめる必要があった。

第2問設問2は，BのC及びDに対する訴訟について問うものである。Cに対する関係では，不法行為に基づく損害賠償請求が考えられることを指摘し，受忍限度論，因果関係論，損害論（人身損害，物的損害），水濁法第19条第1項に基づく無過失責任などを，本問の解決に当たって必要な限度でまとめることが求められていたが，これらすべてについてまんべんなく触れた答案は，それほど多くなく，一つの論点に集中する傾向が見られた。Dに対する関係では，工場の稼働差止め請求等が考えられることを指摘し，その法的根拠や差止め請求の相手方は誰かについての的確に説明することなどが求められていたが，これらについて丁寧に論じた答案は少なかった。

しかし，全体として見れば，総じてよく論じた答案が多く，環境法の設問が受験生の間にも定着してきているという印象を受けた。

2 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

上記のように，第2問については，全体的には良い答案が多く，出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準とに大きな差異はなかった。

3 出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられること

実際に起こり得る事象には，複数の法律が重疊的に関係することが多いことを常に考えながら学ぶ必要があった。それぞれの法律が予定している各制度の概要についてもより深く学ぶ必要があったと思われる。

4 今後について

第2問のように，一つの環境現象を多角的に把握する出題は，実務的観点からも重要であると思われる。環境法の授業においては，各分野の法制度について，個別法律を中心として縦割りの講義がされる傾向があると思われるが，実務では，ある環境現象を中心として，その解決に係る法制度が動員される。法科大学院には，日ごろから具体的事例に即した問題点についても検討できるよう御指導をお願いしたい。また，日ごろから基本となる法律の条文に親しむようにも御指導いただきたい。今後も，更に適切な出題を探求することを考えている。

平成19年新司法試験の採点実感等に関する意見（国際関係法（公法系））

1 出題の趣旨について

出題趣旨の内容は現在程度のものが適当であると考える。

2 採点実感について

(1) 出題意図に即した答案の存否，多寡

【第1問について】

答案はおおむね出題意図を十分理解していた。

【第2問について】

問題文に出題意図を繰り返し明示したため，多くの受験生は，出題意図に即した答案を作成していた。ただし，本問の出題意図は紛争解決の「方法」について問うものであったにもかかわらず，「裁判手続においてどのような主張をするか」といった観点から論じている答案が相当数あった。問題文を素直に読めば出題意図は明らかであり，文章を正確に読んで理解することができないということは，法曹というより，そもそも社会人としての基本的な素養に欠けていると言わざるを得ない。

(2) 出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異

【第1問について】

答案の解答水準は予想よりやや良かった。枝問も勉強の程度を反映していたと思う。新司法試験での国際関係法（公法系）の出題水準がはっきりしたように思う。

【第2問について】

答案で触れるべき論点を問題文に明示したため，出題意図を理解した受験生について見れば，おおむね予定していた解答水準に達していた。他方で，ずばぬけてよくできている答案もなく，わずかに，非常に評価の低い答案があった。

出題時には，国際法の知識が十分ではなくても，受験者の法感覚で考えてもらうこと，特にそれにより，問題・論点を発見し，自己の見解を論証する能力をみることを期待したが，その点については，期待したほどの解答は，あまりなかった。他方，予定していたよりも，国際法の基本的知識をもって，それを踏まえた解答が多い印象である。

3 今後について

(1) 今回の結果を受けて法科大学院に求めるもの

法科大学院に対しては，国際法の基本的な内容を，単なる知識としてではなく，具体的な事例に応用可能になるように教えることを期待したい。

(2) 今回の結果を受けて新司法試験の出題に当たり見直すべき点

国際法の基本的な内容を問うという方針は今後も貫きたいと考える。

平成 19 年新司法試験の採点実感等に関する意見（国際関係法（私法系））

1 出題の趣旨について

第 1 問は、法の適用に関する通則法第 6 条の失踪宣告の国際裁判管轄、準拠法及び失踪宣告の効果についての理解を、第 2 問は、生産物責任訴訟の国際裁判管轄及び通則法第 18 条の生産物責任の準拠法の理解を問うものである。いずれも平成 19 年 1 月 1 日に施行された法例を全面改正した法の適用に関する通則法の重要な改正部分であり、受験生の理解が当然に期待される部分である。なお、国際関係法（私法系）においては、本年も、事例式の出題方式ではあるが、長文の契約書や生の事実を分析させる出題方式は採っていない。これは、そのような分析能力はむしろ合格後又は修習後の OJT によって培われるべき能力であり、司法試験の段階ではむしろ基本的な法的知識及び与えられた事例に基づいた基本的な法的当てはめ・法的推論の能力を評価するべきであると考えられるからである。

2 採点実感について

1 に記載したとおり、国際関係法（私法系）においては、受験生にとって出題趣旨は明確であって、出題趣旨に即さない答案はさほど多くなく、答案のレベルについては後述するが、ほとんどの答案が出題趣旨に即したものであった。

答案の水準について、第 1 問は期待した水準に達していない答案が多数を占めた。原因は、設問 1 の関係で通則法第 6 条についての理解不足、設問 2（1）の関係で反致制度についての基本的な理解不足ということであろう。については、まず、通則法第 6 条が国際裁判管轄について規定していることを理解していない答案が少なからずあった。通則法第 6 条によって改正された法例第 6 条においてもその規定の解釈については争いがあったものの、国際裁判管轄が規定されていること自体はどの教科書にも書かれていることであり、この点を理解していない答案が少なからずあったことは驚きであった。また、失踪宣告の効力の及ぶ射程（直接効果か間接効果か）については、法例の下でも争いがあり、通則法の立法においても一定の整理を行ったところであるが、この点の理解を示す答案はごく少数にとどまった。については、いわゆる「一行問題」に近い問題であり、戸惑った受験生もいたと思われるが、過半数の答案が満足のいく内容ではなかった。反致制度の趣旨・目的や反致制度が機能する場面（準拠法として指定された国の国際私法の内容）については、どの教科書にも書かれている主要論点であり、この点が理解できていない答案が多かったことも驚きである。このような出題形式については異論もあるが、反致制度の基本的な理解ができていれば十分対応は可能であったはずである。

第 2 問は、不法行為訴訟の国際裁判管轄及び生産物責任に関する通則法第 18 条の解釈を問うものであるが、前者の点は典型論点であり、期待していた水準に達していた答案が多かった。後者の点も第 1 問の失踪宣告に比較すれば、出題が予想されていたためか、期待していた水準に近い答案が多かった。しかし、条文の規律内容の事案への当てはめが不十分な答案が目についた。これは、例えば、国際裁判管轄の基準となる「不法行為地」、生産物責任の連結点である「引渡地」の概念の理解が不十分であるため、与えられた事案から論ずべき点（例えば、生産物が転々流通した場合の「引渡地」は、生産業者が生産物を流通に置いた地なのか被害者が生産物を取得した地なのか等）を十分に把握できていないことが原因であると思われる。

なお、付言すると、規定や制度の趣旨を十分に理解することなく、条文を設例に当てはめれば何とか解答らしきものが得られる、と考えているような答案が少なからずみられた。これらの答案は、一行問題すなわち解釈の問題、設例問題すなわち適用（当てはめ）の問題という前提にたっているようにみられる。しかし一行問題では性質上「当てはめ」に関する能力が問い得ず、そのため、設例問題が採用されているにすぎない。解釈に関する能力は旧司法試験と同様に必須であることを何らかの形で知らしめる必要があると思われる。

3 今後について

1, 2で述べたように、国際関係法（私法系）においては、法科大学院における特殊な教育（契約書の分析等）を必要とする出題は行っておらず、国際民事訴訟法、国際私法の体系と基本的な概念の正確な理解に加え、法的な推論能力、論述能力が身に付いていれば、合格水準に容易に達し得る出題を行っている。法科大学院においては、このような「ごく当然のこと」を地道に確実に身に付けさせる指導を求める。